

チャップリン監督映画の著作権侵害事件：東京地裁平 18(ワ)15552・平成 19 年 8 月 29 日（民 29）判決〈認容〉〔特許ニュース 2007 年 9 月 27 日号〕：➡
D-64

〔キーワード〕

著作権の存続期間，国際裁判管轄，旧旧（明 32）著作権法 22 条 13・3 条，旧（昭 45）著作権法 54 条 1 項，映画の著作権の存続期間，平成 15 年改正著作権法附則 2 条・3 条・7 条，戦時加算特例法，使用料相当額

〔主 文〕

- 1 被告らは，別紙商品目録(1)記載 1 ないし 9 の各商品を，複製し，頒布 DVD してはならない。
- 2 被告アートステーションは，別紙商品目録(2)記載 1 ないし 4 の各商品 DVD を，複製し，頒布してはならない。
- 3 被告らは，別紙商品目録(1)記載 1 ないし 9 の各商品の在庫品及びデジ DVD タルリニアテープを廃棄せよ。
- 4 被告アートステーションは，別紙商品目録(2)記載 1 ないし 4 の各商品 DVD の在庫品及びデジタルリニアテープを廃棄せよ。
- 5 被告らは，原告に対し，連帯して，金 1 0 5 3 万 8 0 0 0 円及びこれに対する平成 1 8 年 9 月 2 3 日から支払済みに至るまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 6 原告のその余の請求を棄却する。
- 7 訴訟費用は，これを 8 分し，その 7 を原告の負担とし，その余を被告らの負担とする。
- 8 この判決は，第 5 項に限り，仮に執行することができる。

〔事 実〕

原告（ロイ・エクスポート・カンパニー・エスタブリッシュメント）は，チャールズ・チャップリン（以下「チャップリン」という。）⁽¹⁾により，リヒテンシュタイン公国において設立され，チャップリンが監督等を務めた映画の作品の著作権を保有し，管理している法人である。別紙映画目録記載 1 ないし 9 の各映画（以下，これらの各映画は，その題名（日本名）で示し，総称するときは，「本件 9 作品」という。）の著作権者が原告であり，被告ら（有限会社アートステーション，株式会社コスモ・コーディネート）らにおいて，原告の許諾なく本件 9 作品を DVD に複製し，別紙商品目録(1)記載 1 ないし 9 の各 DVD 商品（以下「本件 DVD 商品」という。）として，全国各地の書店等に頒布

し、また、被告アートステーションにおいて、本件9作品のうち4作品（別紙映画目録記載3、5、6及び9の作品）をレンタルビデオ店向けにDVDに複製し、別紙商品目録(2)記載1ないし4の各DVD商品（以下「本件レンタルDVD商品」という。）として、頒布し、本件9作品についての原告の複製権（著作権法21条）及び頒布権（同法26条）を侵害していると主張して、①著作権法112条1項及び2項に基づき、被告らに対し、本件DVD商品の複製及び頒布の差止め並びに本件商品の在庫品及びデジタルリニアテープ（DLT）の廃棄、②同様に、同法112条1項及び2項に基づき、被告アートステーションに対し、本件レンタルDVD商品の複製及び頒布の差止め並びに本件レンタル商品の在庫品及びデジタルリニアテープ（DLT）の廃棄、③同法114条3項、民法709条に基づき、本件DVD商品の頒布等に係る損害として、被告らに対し、連帯して、本件DVD商品についての実施料相当額8561万円及び弁護士費用相当額856万1000円の合計9417万1000円の損害並びに本件商品の複製・頒布後である、本訴状送達の日（平成18年9月22日）の翌日である同月23日から上記金額の支払済みに至るまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払、をそれぞれ求めたのに対し、被告らが、本件9作品の著作権は存続期間の満了により消滅しており、仮に存続期間が満了していないとしても、原告に損害は発生しておらず、その損害額も極めて少額であると主張して、争った事案である。

〔判 断〕

1 本件の国際裁判管轄及び準拠法

(1) 国際裁判管轄

本件は、リヒテンシュタイン公国において設立された法人である原告から、日本法人である被告らに対する、英国国民であったチャップリンの映画作品の著作権の侵害に基づく訴えであり、国際裁判管轄が問題になるところ、被告らが日本法人であることや、我が国で裁判を行うことが当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反する特段の事情は認められないことから、日本の裁判所の国際裁判管轄が認められる。

(2) 準拠法

本件9作品は、チャップリンが監督等を務めた映画の著作物であり、少なくともチャップリンは、その著作者の1人であることに争いはないところ、チャップリンは英国国民であったので、ベルヌ条約3条(1)(a)及び著作権法6条3号により、我が国の著作権法の保護を受けることになる。

そこで、本件における準拠法について検討すると、著作権に基づく差止請求は、ベルヌ条約5条(2)により、「保護が要求される同盟国の法令」の定めると

ころによることとなり、我が国の著作権法が適用される。

また、著作権侵害に基づく損害賠償請求については、その法律関係の性質が不法行為であると解されるから、法例11条1項（法の適用に関する通則法（平成18年法律第78号）附則3条4項により、なお従前の例によるとして、法例の規定が適用される。）によってその準拠法が定められることになる。そして、本件において、「原因タル事実ノ発生シタル地ノ法律」（法例11条1項）は、本件DVD商品や本件レンタルDVD商品の頒布が行われたのが日本国内であること、我が国の著作権法の保護を受ける著作物の侵害に係る損害が問題とされていることから、日本の法律と解すべきであり、日本法が適用される。

2 争点1（本件9作品の著作権存続期間満了の有無）について

(1) 著作権法附則7条の適用

本件9作品は、いずれも、著作権法施行前に公表された著作物であるところ、その後、同法が施行され、同法附則7条により、その著作物の著作権存続期間について、旧法による著作権の存続期間が著作権法の規定による期間より長いときは、なお従前の例による旨が定められた。

そこで、まず、旧法上の存続期間と、著作権法上の存続期間とを検討し、双方を比較する。

ア 旧法による存続期間

(ア) 独創性の有無による区別

映画の著作物の著作権存続期間は、旧法22条ノ3により、活動写真術又はこれと類似の方法により製作した著作物として、独創性を有するものについては、旧法3条ないし6条及び9条の規定が適用され、独創性を欠くものについては、旧法23条の規定が適用される旨が定められているところ、旧法22条ノ3における独創性を欠く著作物とは、ニュース映画等、創作性の程度が低い著作物を意味すると解されるから、本件9作品については、独創性があることは明らかである（弁論の全趣旨）。

(イ) 旧法6条は適用されないこと

上記(ア)のとおり、独創性を有する映画の著作物については、旧法3条ないし6条及び9条の規定が適用されること、これらの規定は、著作権の存続期間について、著作者の死亡時期を起算点として一定期間存続するとの原則を定めた（3条、5条ただし書）上で、著作者の死亡後に発表又は興行された場合を定める（4条）とともに、著作の名義がなく著作者の死亡を観念できない場合や、観念できたとしても、著作の名義が変名であって、その死亡時期が分からないため、上記原則によって存続期間を適用できない場合の規定として、無名若しくは変名著作物（5条本文）又は団体の著作の名義で発行若しくは興行

された著作物（6条）について定め、さらに、存続期間の計算方法を定めている（9条）ものと解される。そうすると、旧法6条で定める団体の著作名義で発行又は興行された著作物とは、当該著作物の発行又は興行が、個人ではなく団体の著作名義でなされたため、当該名義のみからは著作者の死亡時期を観念できない場合を意味すると解するのが相当である。

そこで、本件9作品についてみると、本件9作品のクレジットには、「Written and Produced by CHARLES CHAPLIN」、「Written and Directed by CHARLES CHAPLIN」、「WRITTEN AND DIRECTED BY CHARLES CHAPLIN」、「Directed by CHARLES CHAPLIN」との表示があるところ（甲35、乙3、検甲1～9）、上記各表示は、いずれも、チャップリンが著作者であることを示すものと解されるから、本件9作品は、いずれも、その著作者である個人が表示されているということができ、他にこれを覆すに足りる証拠はない。また、本件9作品には、著作権者として団体を示している表示はある（甲35、乙3、検甲1～9）ものの、著作者の名義として団体を示している表示は認められないので、これらを、旧法6条の団体の著作名義で発行又は興行された著作物ということはできず、旧法6条は適用されないものと解される。

（ウ）旧法3条が適用されること

本件9作品については、いずれも、上記（イ）のとおり、チャップリンが著作者であることを示す表示がされているのであり、チャップリンが監督等を務め、著作者の1人であることは争いがなく、また、チャップリンの生前に公表されたものであるから、旧法3条によって、その著作権の存続期間が定められることになる（なお、旧法においても、映画の著作物の著作者は、映画の製作、監督、演出、撮影、美術等を担当してその映画の著作物の全体的形成に創作的に関与した者をいうものと解される所、本件9作品については、「製作・監督・脚本・音楽：チャールズ・チャップリン」との説明がされており（甲33）、「街の灯」、「モダン・タイムス」、「独裁者」、「殺人狂時代」及び「ライムライト」の影像上には、チャップリンの表示が認められる（甲35、乙3、検甲1～9）から、チャップリンが著作者であることは明らかである。）。旧法3条及び52条1項は、当該著作物の著作権存続期間について、著作者の生存間及びその死後38年間と定めているところ、チャップリンは、上記第2、1(1)イのとおり、1977年（昭和52年）12月25日に死亡したので、旧法の規定による存続期間は、1978年（昭和53年）1月1日から起算して（旧法9条）38年間、すなわち、2015年（平成27年）12月31日までとなる。

イ 平成15年改正法による改正前の著作権法54条1項による存続期間平成15年改正法による改正前の著作権法54条1項は、映画の著作物の著作権存

続期間について、公表後50年と規定していた。

そこで、本件9作品について、同条により算定される存続期間をみると、以下のとおりとなる。

- ① 「サニーサイド」(1919年公表)：1969年(昭和44年)12月31日
- ② 「偽牧師」(1923年公表)：1973年(昭和48年)12月31日
- ③ 「巴里の女性」(1923年公表)：1973年(昭和48年)12月31日
- ④ 「黄金狂時代」(1925年公表)：1975年(昭和50年)12月31日
- ⑤ 「街の灯」(1931年公表)：1981年(昭和56年)12月31日
- ⑥ 「モダン・タイムス」(1936年公表)：1986年(昭和61年)12月31日
- ⑦ 「独裁者」(1940年公表)：1990年(平成2年)12月31日
- ⑧ 「殺人狂時代」(1947年公表)：1997年(平成9年)12月31日
- ⑨ 「ライムライト」(1952年公表)：2002年(平成14年)12月31日

ウ 小括

以上のとおり、旧法による存続期間と、平成15年改正法による改正前の著作権法54条1項による存続期間とを比較すると、前者の方が長いので、著作権法附則7条により、本件9作品の著作権の存続期間については、上記ア(ウ)のとおり、2015年(平成27年)12月31日までとなる。

(2) 平成15年改正法附則2条及び3条の適用

上記(1)ウのとおり、本件9作品の著作権の存続期間については、著作権法附則7条により、2015年(平成27年)12月31日までとなっているところ、平成15年改正法が施行された平成16年1月1日において著作権が存するものであるから、同附則2条により、平成15年改正後著作権法54条1項が適用され、存続期間は、公表後70年となる。具体的には、以下のとおりである。

- ① 「サニーサイド」：1989年(平成元年)12月31日
- ② 「偽牧師」：1993年(平成5年)12月31日
- ③ 「巴里の女性」：1993年(平成5年)12月31日
- ④ 「黄金狂時代」：1995年(平成7年)12月31日
- ⑤ 「街の灯」：2001年(平成13年)12月31日
- ⑥ 「モダン・タイムス」：2006年(平成18年)12月31日
- ⑦ 「独裁者」：2010年(平成22年)12月31日
- ⑧ 「殺人狂時代」：2017年(平成29年)12月31日
- ⑨ 「ライムライト」：2022年(平成34年)12月31日

ただし、本件9作品は、著作権法の施行前に創作された映画の著作物であって、上記(1)ウのとおり、同法附則7条の規定により旧法上の存続期間の規定が

適用されるものであるから、平成15年改正法附則3条により、旧法による著作権の存続期間の満了する日が平成15年改正後著作権法54条1項の規定による期間の満了する日後の日であるものについては、同項の規定にかかわらず、旧法による著作権の存続期間の満了する日までが存続期間となる。

そこで、本件9作品についてみると、「サニーサイド」、「偽牧師」、「巴里の女性」、「黄金狂時代」、「街の灯」、「モダン・タイムス」及び「独裁者」については、旧法による著作権の存続期間の満了する日（2015年（平成27年）12月31日）が、平成15年改正後著作権法54条1項の規定による期間の満了する日（上記①ないし⑦のとおり）後の日であるから、平成15年改正法附則3条により、旧法による著作権の存続期間の満了する日までが存続期間となる。そして、「殺人狂時代」及び「ライムライト」については、旧法による著作権の存続期間の満了する日（2015年（平成27年）12月31日）が、平成15年改正後著作権法54条1項の規定による期間の満了する日（「殺人狂時代」について2017年（平成29年）12月31日、「ライムライト」について2022年（平成34年）12月31日）よりも前の日となるので、平成15年改正法附則3条は適用されず、上記のとおり、平成15年改正後著作権法54条1項の規定による存続期間の満了する日までが存続期間となる。

(3) まとめ

原告は、本件9作品のうち、「ライムライト」を除く各作品については、戦時加算特例法により、それぞれ所定の戦時加算日数を加算した期間継続する旨主張するが、同法が適用されるための要件（昭和16年12月7日に連合国又は連合国民が著作権を有していたか（同法4条1項）、同月8日から日本国と当該連合国との間に日本国との平和条約が効力を生ずる日の前日までの期間において、連合国又は連合国民が著作権を取得したか（同条2項））についての主張、立証はなく、原告の上記主張を採用することはできない。

したがって、本件9作品の著作権の存続期間は、少なくとも、「殺人狂時代」が2017年（平成29年）12月31日、「ライムライト」が2022年（平成34年）12月31日、その他の作品がいずれも2015年（平成27年）12月31日までとなり、いずれも、著作権の存続期間は満了していないと認められる。

3 争点2（原告の損害の有無及びその額）について

(1) 使用料相当額

本件9作品の著作権の存続期間は、上記2のとおり、満了していないから、これらの作品をその著作権者である原告の許諾なく複製し、本件商品DVDとして全国の書店等に頒布した被告らの行為は、本件9作品について原告が有する複製権（著作権法21条）及び頒布権（同法26条）を侵害するものであり、

原告には、使用料相当額の損害が生じたものと認められる（被告らは、被告ら自身で販売しておらず、販売計画を中止したことをもって、原告に損害が生じていない旨主張するが、上記のとおり、被告らが著作権者の許諾なく複製及び頒布を行ったことについて損害が生じているものであるから、上記主張は、原告の主張を正解しないものであって、失当であり、これを採用することができない。）。

そして、被告らは、パブリックドメインとなった映画の複製、頒布を業として行っていることが認められるが（乙8、弁論の全趣旨）、このような事業を行う者としては、自らが取り扱う映画の著作権の存続期間が満了したものであるかについて、十分調査する義務を負っているものと解するのが相当であるところ、弁論の全趣旨からすれば、被告らは、そのような調査をせず、本件9作品の著作権の存続期間が満了したものと軽信し、本件DVD商品及び本件レンタルDVD商品の複製及び頒布を行ったものと認められ、被告らには、上記侵害について過失があったというべきである。したがって、被告らは、原告に生じた使用料相当額の損害を賠償する責任があると認められる。

そこで、まず、本件9作品それぞれの使用料相当額を検討すると、原告が主張するライセンス料率（販売価格の25パーセント）について、被告らにおいて特段の反論を主張しておらず、弁論の全趣旨によれば、本件において、販売価格の25パーセント相当額をライセンス料率として算定するのが相当である（なお、原告は、原告の許諾を受けて実際に販売されているDVD商品の販売価格に基づいて計算した金額を主張しているが、同商品における実際のライセンス料ないし料率を主張するものではなく、被告コスモ・コーディネートの前代表者も、同販売価格に基づく主張については争う旨述べている（乙8）のであり、原告の上記主張を裏付けるに足りる書証はないから、これを認めることはできない。）。そして、本件DVD商品は、1本当たり500円で販売されているから（乙8、検甲1～9）、本件9作品の使用料相当額は、以下のとおりとなる（「サニーサイド」及び「偽牧師」については、上記第2、1(3)アのとおり、他の作品とともに3作品で1本の商品を構成していることから、それぞれ、販売価格を500円の3分の1の166円として計算する。）。

「サニーサイド」及び「偽牧師」 41.5円（166円×25%）

その他の作品 125円（500円×25%）

次に、本件商品の頒布数について検討すると、この点も、原告が主張する各DVD1万本について、被告らは、自ら販売することをしていない旨の反論をするのみで、他に主張立証を行わず、また、上記第2、1(3)アのとおり、本件DVD商品は、全国の書店等に頒布されたことについては争いが無いから、弁論の全趣旨により、本件訴訟提起時まで、各1万本頒布されたものと認める

のが相当である。

したがって、使用料相当額は、以下のとおり、958万円となる。

$\{(41.5 \text{ 円} \times 2) + (125 \text{ 円} \times 7)\} \times 10,000 \text{ 本} = 9,580,000 \text{ 円}$

(2) 弁護士費用

本件の著作権侵害行為と相当因果関係のある弁護士費用相当額の損害としては、上記(1)で算定した使用料相当額の損害の10パーセントとみるのが相当であり、その金額は95万8000円となる。

(3) まとめ

以上から、原告の損害は、使用料相当額958万円及び弁護士費用相当額95万8000円の合計1053万8000円となる。

第4 結論

以上の次第で、原告の請求は、本件9作品の著作権に基づき、本件DVD商品及び本件レンタルDVD商品の複製及び頒布の差止め及びそれらの商品等の廃棄、並びに損害賠償として、1053万8000円及びこれに対する平成18年9月23日から支払済みに至るまで年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める限度で理由があるから（なお、「サニーサイド」及び「偽牧師」が収録されている商品には、これら以外の作品も収録されているが、上記DVD作品部分のみを分離することができないので、全体の複製等の差止めを認めるのが相当である。）、これらを認容し、その余の請求は理由がないので、棄却することとし、主文のとおり判決する。

【論 説】

1. 私は昨年9月号のHPのD-51で、「映画DVD製造等仮処分事件」の東京地裁平成18年7月11日（民47）決定（申立却下）を紹介した。この後、同様の本訴事件について、東京地裁平成18年10月6日（民29）判決（棄却）があり、「ローマの休日」や「シェーン」などの映画作品の著作権の存続期間は満了した旨が認定され、債務者（被告）のDVDの製造販売は適法と判断されたことは、ご承知のとおりである。

そこで、今回紹介する事件は、チャーリー・チャップリンが製作、監督等をした「ライムライト」などの前記9作品の著作権の存続期間が満了しているか否かが争われた事案であり、被告らは存続期間の満了を主張して争った。しかし、代理人弁護士の就いていない事件故にか、著作権の存続期間を定めた旧新著作権法の規定とその経過措置（附則）についての読みと熟慮が足りなかったことから、敗訴した事案である。

2. 本件で適用されたわが国の著作権法（明治32）は戦後37年、40年、42年、44年と一部改正ではあったものの続いており、著作者の生前公表の著作物については、「独創性を有する」映画の著作物の著作権にあっては、「著作者の生存間及びその死後30年間」を存続期間としていた（旧著22ノ3条）。

そこで、まず前記9作品の著作者は誰れであるかを見ると、その表示から、いずれもチャップリンであると解されるとして、1977年（昭和52）12月25日に死亡したことから、1978年（昭53）1月1日から起算（旧著9条）して38年間の2015年（平成27）12月31日まで存続すると認定された。これは、昭和45年改正著作権法の著作権法附則7条の「この法律の施行前に公表された著作物の著作権の存続期間については、当該著作物の旧法による著作権の存続期間が、新法第2章第4節の規定による期間より長いときは、なお従前の例による。」との規定があったことによる。

3. ところが、わが国の著作権法は平成15年に改正されたことから、特に映画の著作権の存続期間については、著作権者の死後計算から著作物の公表後計算に変更されたことから、改正法附則2条と3条の適用が重要となった。

即ち、施行日の平成16年1月1日現在、存続している映画の著作権は附則2条によって平成15年改正法54条1項が適用されるから、存続期間は公表後70年となった。しかし、前記した旧法時の規定による期間より短くなってしまうことから、附則3条により、旧法による著作権の存続期間が満了する日までが存続期間となるとされた。

すると、本件9作品のうち、前記①～⑦については、旧法による満了日（2015年12月31日）が、平成15年改正法54条1項による満了日より後の日となるから、前者の適用による存続期間となったが、前記⑧⑨については、旧法による満了日が、改正法による満了日（⑧は2017年12月31日、⑨は2022年12月31日）より前の日となることから、改正法附則3条は適用されず、改正法54条1項の適用による存続期間の満了日までが存続期間と認定された。

4. なお、原告は前記⑨以外の作品については、戦時加算特例法による所定の戦時加算日数を加算した期間の継続について主張した。これに対し、裁判所は、それについての主張、立証が特になくして退けた。しかし、この問題は重要であり、主張、立証さえされれば、著作権の保護期間はさらに10年以上延長されることになるから、将来再び紛争が起こる問題をはらんでいるといえる。

5. 原告は、被告らへの損害賠償額の請求に使用料相当額の金額を出したが、ライセンス料率をDVD商品の販売価格の25%と主張したことに対し被告らは争わなかったという。それにしても25%とは大きい料率である。

6. 本件とは全く関係のないことであるが、浅草に「プッチャリン」と称する芸人がいて、アキレス腱を切るという大怪我をした「芸人救う浅草人情」という見出しの記事が、朝日新聞（夕刊）2007年9月4日に出ていた。その名前には、そのわれわれの視点から見ると、有名死者のパブリシティ権がからむ面白い問題が出てくるかも知れないが、実は私は2年ほど前に彼のタクシーに乗ったことがあったから、覚えていたのである。そして、彼の本名は中島理一郎といい、誰れかに似たような堅い名前である。タクシー運転は、舞台に出ない暇な時だったようであるが、チャップリンの物真似が得意な芸人であると自分でも言っていた。彼の浅草の舞台は「木馬座」という。

(1) チャップリン（1889～1977）の芸名はチャーリー・チャップリン（Charlie Chaplin）で、本名は Charles Spencer Chapline）という。ロンドン生まれの喜劇映画の俳優・監督・山高帽、がに股、口髭、ステッキで独特の恰好をした。1914年ハリウッド入り。Modern Times(1936), The Great Dictator(1940), Limelight(1952)が代表作。形容詞は Chaplinesque。（船戸英夫・中野記偉編著：「じてん・英米のキャラクター」120頁 研究社1998）

〔牛木 理一〕